

専門(多肢選択式)試験問題

注 意 事 項

1. 問題は49題(54ページ)あります。

問題は必須問題31題(No.1～No.31)と選択問題18題(No.32～No.49)に分かれています。選択問題については任意の9題を解答し、必須問題と合計して40題を解答してください。

なお、選択問題については、9題を超えて解答しても超えた分については採点されません。

2. 解答時間は正味3時間30分です。

3. この問題集は、本試験種目終了後に持ち帰りができます。

4. 本試験種目の途中で退室する場合は、退室時の問題集の持ち帰りはできませんが、希望する方には後ほど渡します。別途試験官の指示に従ってください。なお、試験時間中に、この問題集を切り取ったり、転記したりしないでください。

5. 下欄に受験番号等を記入してください。

第1次試験地	試験の区分	受験番号	氏 名
盛岡市	法律	50225	三浦 勇次郎

指示があるまで中を開いてはいけません。

【No. 1】 憲法第13条が定める幸福追求権から導き出される具体的権利として主張されているものの一つにプライバシーの権利がある。これに関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 憲法第13条は、国民の私生活上の自由が、警察権等の国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものということができるが、本人の承諾なしにみだりにその容貌・姿態を撮影されない自由は、この私生活上の自由とまではいふことができず、犯罪捜査の必要上警察官が行う写真撮影は、その対象の中に、犯人の近くにいたためこれを除外できない状況にある第三者の容貌・姿態が本人の同意なく含まれることになつても、憲法第13条に違反しない。

イ. 前科及び犯罪経歴は人の名誉、信用に直接関わる事項であり、前科及び犯罪経歴のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有しているのであって、市区町村長は、選挙資格の調査のために作成保管する犯罪人名簿に記載されている前科及び犯罪経歴をみだりに漏えいしてはならない。

ウ. 速度違反車両の自動撮影を行う自動速度監視装置により速度違反車両の運転者の容貌を写真撮影することは、犯罪の証拠保全という目的は正当であるものの、運転者の近くにいる同乗者の容貌をも撮影することにつながりかねないため、その方法は、一般的に許容される限度を超えない相当なものということはできず、憲法第13条の趣旨に反し、許されない。

エ. 大学が外国国賓による講演会の主催者として学生から参加者を募る際に収集した参加申込者の学籍番号、氏名、住所及び電話番号に係る情報は、思想信条の自由等とは無関係であつて、他者に対して完全に秘匿されるべき情報ではなく、プライバシーに係る情報として法的保護の対象となるものではなく、大学がこれらの情報を本人に無断で警察に開示した行為は、国賓による講演会の警備の必要性が極めて高いものであったということに鑑みても、プライバシーを侵害するものとして不法行為を構成するとはいえない。

オ. 住民基本台帳ネットワークシステムによって管理・利用等される本人確認情報は個人の内面に関わるような私属性の高い情報とはいはず、また、同システムのシステム技術上の不備や法制度上の不備によって本人確認情報が法令等の根拠に基づかず又は正當な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているともいはず、行政機関が同システムにより住民の本人確認情報を管理・利用等する行為は、当該住民がこれに同意していないとして、憲法第13条の保障する個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を侵害するものではない。

1. ア、エ

2. ア、オ

3. イ、ウ

4. イ、エ

5. イ、オ

【No. 2】 法の下の平等に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。ただし、以下に示す法令は、その事件当時のものである。

ア. 衆議院小選挙区選出議員の選挙についてのいわゆる1人別枠方式を含む区割基準を定める衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び同基準に従って選挙区割りを定める公職選挙法の規定の合憲性に関し、最高裁判所は、平成21年8月施行の衆議院議員総選挙時(注)において、いわゆる1人別枠方式に係る基準は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っており、また、憲法上要求される合理的期間内的是正が行われなかつたものと評価せざるを得ず、同基準に従って改定された選挙区割規定は、憲法第14条第1項に違反するものであったが、選挙の効力については、いわゆる事情判決の制度の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則に従い、無効としない旨判示した。

イ. 日本国と外国人との間の公務就任に係る区別の合憲性について、最高裁判所は、国民主権の原理に基づき、国及び普通地方公共団体による統治の在り方について日本國の統治者としての国民が最終的な責任を負うべきものであることに照らし、地方公務員のうち、住民の権利義務を直接形成し、その範囲を確定するなどの公権力の行使に当たる行為を行い、若しくは普通地方公共団体の重要な施策に関する決定を行い、又はこれらに参画することを職務とするもの(以下「公権力行使等地方公務員」という。)については、原則として日本の国籍を有する者が就任することが想定されているとみるべきであり、普通地方公共団体が、公権力行使等地方公務員の職とこれに昇任するのに必要な職務経験を積むために経るべき職とを包含する一體的な管理職の任用制度を構築した上で、日本国民である職員に限って管理職に昇任することができることとする措置をとることは、合理的な理由に基づく区別であつて、憲法第14条第1項に違反するものではない旨判示した。

ウ. いわゆる尊属殺加罰規定及び尊属傷害致死加罰規定の合憲性について、最高裁判所は、尊属に対する尊重報恩は、社会生活上の基本的道義であつて、このような普遍的倫理の維持は、刑法上の保護に値するから; 尊属に対する殺害及び傷害致死を通常の殺人及び傷害致死よりも重く処罰する規定を設けたとしても、直ちに合理的根拠を欠くものと断することはできないが、これらに対する刑罰加重の程度は極端であり、その立法目的達成のため必要な限度をはるかに超え、尊属殺加罰規定及び尊属傷害致死加罰規定は、それぞれ普通殺人罪及び普通傷害致死罪の法定刑に比し著しく不合理な差別的取り扱いをするものであり、いずれも憲法第14条第1項に違反して無効である旨判示した。

エ. 法律上の婚姻関係にない日本国民である父と日本国民でない母との間に出生し、出生後に父から認知された子に関し、国籍法上、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した(準正のあった)者に限り届出による日本国籍の取得を認めることによって、認知されたにとどまる子と準正のあった子との間に日本国籍の取得に関する区別を生じさせることについて、最高裁判所は、國家の構成員としての資格である国籍の得喪に関する要件をどのように定めるかは、立法府の高度な政治的判断に基づく広範な裁量判断に属する事項であり、憲法第14条第1項に違反するものとはいえない旨判示した。

1. ア
2. イ
3. ア, ウ
4. イ, エ
5. ア, イ, ウ

(注) この時の小選挙区選挙における選挙区間の選挙人数の最大較差は1対2.304であった。

(参考) 衆議院議員選挙区画定審議会設置法

(改定案の作成の基準)

第3条 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口(官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。)のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

2 前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、一に、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第4条第1項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とする。

【No. 3】思想及び良心の自由に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア、憲法第19条にいう「良心の自由」とは、単に事物に関する是非弁別の内心的自由のみならず、かかる是非弁別の判断に関する事項を外部に表現する自由やそのような事項を表現しない自由をも包含するため、裁判所が、名誉毀損の加害者に対し、事態の真相を告白するにとどまらず、陳謝の意を表明する内容の謝罪広告を新聞紙に掲載することを命ずることは、同条に違反する。
- イ、憲法第19条の規定は、国又は公共団体の統治行動に対して個人の基本的な自由を保障する目的に出たもので、専ら国又は公共団体と個人との関係を規律するものであり、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではない。
- ウ、不当労働行為に対する救済命令として、労働委員会が使用者たる社団に対し、単に社団の行為が労働委員会によって不当労働行為と認定された旨を周知する文言を公示することのみならず、「深く反省するとともに今後、再びかかる行為を繰り返さないことを誓約します。」との文言をも公示することを命ずることは、たとえそれが同種行為を繰り返さない旨の約束文言を強調する意味を有するにすぎないものであっても、陳謝、反省等の倫理的な意思表明を強制するものであり、憲法第19条に違反する。
- エ、労働者を雇い入れようとする企業が、その採否決定に当たり、労働者の思想、信条を調査し、そのためその者からこれに関連する事項についての申告を求めるることは、社会的・経済的に強大な力を持つ企業の労働者に対する優越的地位に鑑みると、労働者の思想、信条の自由に対して影響を与える可能性は少なからずあり、憲法第19条に違反する。

1. イ

2. ウ

3. ア、ウ

4. ア、エ

5. イ、ウ

【No. 4】経済的自由権に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア、一般に職業の許可制は、単なる職業活動の内容及び態様に対する規制を超えて、狭義における職業の選択の自由そのものに制約を課するもので、職業の自由に対する強力な制限であるから、その合憲性を肯定し得るためには原則として、重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であることを要する。
- イ、公衆浴場法による公衆浴場の適正配置規制は、既存公衆浴場業者の経営の安定を図ることにより、その経営を健全ならしめ、ひいては衛生設備を充実させることをその目的としているが、自由競争原理による経済体制下においては、逆に競争によって衛生設備の向上が図られることは容易に肯認し得るし、また衛生設備の低下に対しては行政上の監督によるほか許可の取消しという手段によって対処することができ、衛生上の基準に係る許可条件の上に地域的制限を行うことの必要性及び合理性を見いだすことはできず、憲法第22条に違反する。
- ウ、憲法第22条第2項の「外国に移住する自由」には外国へ一時旅行する自由をも含むものと解すべきであるが、外国旅行の自由も公共の福祉のために合理的な制限に服すると解すべきであり、旅券発給を拒否することができる場合として、旅券法(当時)が「著しく且つ直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行う虞があると認めるに足りる相当の理由がある者」と規定したのは、外国旅行の自由に対し、公共の福祉のために合理的な制限を定めたものとみることができ、憲法第22条第2項に違反しない。
- エ、旧自作農創設特別措置法に基づく農地の買収は、買収された農地が買収申請人に売り渡されるという点において、特定の者が利益を享受するものということができ、公共性を有すると認めるとはできないが、対象となった農地の地主が有する権利は憲法が想定する近代的土地所有権が確立する前に取得されたものであり、憲法第29条に違反しない。
- オ、憲法第29条第3項にいう「正当な補償」とは、その当時の経済状態において成立すると考えられる価格をいうのであって、私有財産を公共のために用いる場合における補償は、常に当該価格と完全に一致することを要するものであるから、土地が都市計画事業のために収用され、当該土地に建築制限が課されたことによって地価が下がった場合における当該土地の所有者への補償は、地価変動後の価格による補償をなす必要がある。

ア、ウ
2. エ
3. ア、ウ、エ

4. イ、ウ、オ
5. イ、エ、オ

【No. 5】 国会に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 国会の常会は、毎年1回召集され、会期は150日間であるが、会期の延長が1回に限り認められ、会期の延長の決定については、両議院の議決が一致しないとき、又は参議院が議決しないときは、衆議院の議決したところによるという衆議院の優越が認められている。
2. 両議院の意思の調整を図る機関として、両院協議会があり、予算の議決、法律案の議決及び条約締結の承認の議決については、衆議院と参議院で異なった議決をした場合、必ず両院協議会を開くこととされ、また、両院協議会で議決された成案は、両院協議会を求めた議院においてまず審議され、次いで他の議院に送付されるが、成案について更に修正することはできないこととされている。
3. 両議院の本会議及び委員会は、いずれも原則公開であり、これらを秘密会とするためには、出席議員の3分の2以上の多数で議決する必要がある。
4. 議院の決議は、議院の意思の表明であり、一般には、法律と同様の拘束力を有するものではないとされるが、衆議院の内閣不信任決議及び参議院の内閣総理大臣問責決議については、これが可決された場合、内閣は、10日以内に衆議院が解散されない限り、總辞職をしなければならないという法的効果を伴う。
5. 両議院は、議院の自律権の一つとして、議員の懲罰権を有する。議事堂内の行為のみならず、議事堂外における議員としての活動中の行為についても、院内の秩序を乱したと判断されるものは懲罰の対象となり、また、懲罰のうち除名については、議員の地位を失わせるものであるため、各議院の総議員の3分の2以上の多数による議決が必要とされる。

【No. 6】 内閣に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 内閣は、その職権を行うに当たっては閣議によることとされているが、閣議の運営の大部分が長年の慣行に委ねられており、その議決方式については、構成員の過半数の賛成によることとされている。
2. 内閣が法律案を国会に提出することは、立法作用そのものには含まれず、国会を「國の唯一の立法機関」とする憲法第41条には違反せず認められるが、内閣が憲法改正の原案としての議案を国会に提出することは、憲法を尊重・擁護する義務を課する憲法第99条に違反し認められないとされている。
3. 内閣総理大臣は、閣議を主宰し、閣議にかけて決定した方針に基づいて行政各部を指揮監督するが、閣議にかけて決定した方針が存在しない場合でも、内閣総理大臣は、少なくとも、内閣の明示の意思に反しない限り、行政各部に対し、その所掌事務について一定の方向で処理するよう指導、助言等の指示を与える権限を有するとするのが判例である。
4. 内閣総理大臣に事故のあるとき、又は内閣総理大臣が欠けたときには、そのあらかじめ指定する国務大臣が臨時に内閣総理大臣の職務を行うが、この内閣総理大臣の臨時代理の権限の範囲については内閣法に規定があり、内閣総理大臣の臨時代理は、内閣総理大臣の一身専属的な権限である衆議院の解散権及び国務大臣の任免権は有しないが、自衛隊の指揮監督権は有すると定められている。
5. 国会で議決された法律には、内閣総理大臣が署名し、主任の国務大臣が連署することが必要とされているが、この署名と連署は、法律が正当に成立したことを公証する編制の行為であり、署名と連署を欠いた法律は有効に成立しない。

(参考) 日本国憲法

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

【No. 7】 憲法第84条に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 国又は地方公共団体が、課税権に基づき、特別の給付に対する反対給付としてではなく、一定の要件に該当する全ての者に対して課する金銭給付は、その形式のいかんにかかわらず、憲法第84条に規定する租税に当たるというべきところ、市町村が行う国民健康保険の保険料は、被保険者において保険給付を受け得ることに対する反対給付として徴収されるものではあるものの、国民健康保険事業に要する経費の多くは公的資金によって賄われており、これによって保険料と保険給付を受け得る地位との牽連性が断ち切られていること、国民健康保険は強制加入とされ、保険料が強制徴収されることに鑑みれば、国民健康保険の保険料は憲法第84条に規定する租税に当たり、同条の規定が直接に適用されるとするのが判例である。

イ. 公共組合である農業共済組合が組合員に対して賦課徴収する共済掛金及び賦課金については、同組合は、国の農業災害対策の一つである農業災害補償制度の運営を担当する組織として設立が認められたものであり、農作物共済に関しては同組合への当然加入制が採られ、共済掛金及び賦課金が強制徴収され、賦課徴収の強制の度合いにおいては租税に類似する性質を有するものであるから、憲法第84条の趣旨が及ぶと解すべきところ、農業災害補償法は、農作物共済に係る共済掛金及び賦課金の具体的な決定を農業共済組合の定款又は総会若しくは総代会の議決に委ねており、かかる法の規定は、その賦課に関する規律として合理性を有するものとはいえないから、憲法第84条の趣旨に反するとするが判例である。

ウ. 法律上は課税できるにもかかわらず、実際には非課税として取り扱われてきたバチンコ球遊器に対する課税処分は、たまたまそれが通達を機縁として行われたものであっても、通達の内容が法の正しい解釈に合致するものである以上、法の根拠に基づく処分と解することができるとするのが判例である。

エ. 憲法第84条により法律に基づいて定めることとされる事項は、租税の創設、改廃はもとより、納稅義務者、課税物件、課税標準、税率等の課税の実体的要件も含まれるが、税の賦課徴収の手続的要件については、税の効率的かつ柔軟な賦課徴収を担保するという観点から、法律に基づいて定めることを要しないとするのが判例である。

オ. 形式的には租税ではないとしても、国民に対し、一方的・強制的に賦課徴収する金銭は、実質的に租税と同視し得るものであるから、道路占用料などの負担金、国公立美術館入場料などの手数料、電気・ガス料金などの公益事業の料金は、いずれも憲法第84条にいう「租税」に含まれ、これらは全て法律で定めなければならないと一般に解されている。

(参考) 日本国憲法

第84条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

1. イ
2. ウ
3. ア, イ
4. ア, ウ
5. エ, オ

【No. 8】 行政庁の裁量に関する次の文章の下線部(ア)～(カ)のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

行政法の基本原理として法律による行政の原理が妥当しているが、法の執行者である行政にはある程度の決定権が認められている。(ア)行政事件訴訟法の下でも、行政庁の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があった場合に限り、裁判所はその処分を取り消すことができるとされている。この裁判所による行政裁量の審査範囲については、学説上、要件裁量か、効果裁量かといった観点から論じられてきた。

要件裁量とは、行政行為の根拠となる要件の充足について行政庁が最終認定権を持つ場合があるというものである。(イ)この考え方に基づくと、要件充足性の判断に必要な事実の認定、及び当該事実が処分の根拠となるに足る事実であるかどうかの評価について、原則として行政庁の裁量権が認められることになる。

これに対し、(ウ)効果裁量とは、処分要件について認定を行った後で、行政行為をするかしないか、するとしてどの処分をするのかという点に裁量の所在を求める考え方である。

古典的には裁量の範囲を効果裁量に限定する考え方が主流であったが、戦後の判例の展開では、要件の認定にも行政権の裁量を認める方向に拡大してきている。例えば、最高裁判所は、教科書検定に関し、(エ)検定の審査、判断は、内容が學問的に正確であるか、中立・公正であるか、児童の発達段階に適応しているかなど、様々な観点から多角的に行われる学術的・教育的な専門技術的判断であることから、文部大臣(当時)の合理的な裁量に委ねられるとした。同様に、最高裁判所は、温泉法に基づく温泉掘さくの許可について、(オ)温泉源を保護しその利用の適正化を図る見地から許可を拒む必要があるかどうかの判断は、主として、専門技術的な判断を基礎とする行政庁の裁量により決定されるべきことであるとしている。また、最高裁判所は、伊方原子力発電所の原子炉施設設置許可に関して、(カ)エネルギー行政の特色、つまり政治的価値判断の要素が強いことを根拠に、原子炉施設の安全性基準の適合性について、法が内閣総理大臣の合理的な判断に委ねていると結論付けている。

1. (ア), (イ), (カ)
2. (イ), (ウ), (カ)
3. (ウ), (エ), (オ)
4. (ア), (イ), (エ), (カ)
5. (ア), (ウ), (エ), (オ)

【No. 9】 ある行政過程において、先行する行政行為(先行行為)に瑕疵があった場合の後続する行政行為(後行行為)に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 先行行為を前提として後行行為がなされたとき、後行行為の取消訴訟において先行行為が違法であることを主張できるか、という「違法性の承継」の問題については、「違法性の承継」が認められる場合があり得ると一般に解されている。

イ. 土地区画整理事業の事業計画決定に処分が認められたとしても、当該土地区画整理事業計画に定められたところに従ってなされる仮換地の指定や換地処分は、通常、行政処分であると解されていない。したがって、先行行為たる事業計画決定と、後行行為たる仮換地の指定・換地処分との関係において、後行行為の取消訴訟において先行行為の違法性を主張できるかという「違法性の承継」の問題は生じない。

ウ. 都市計画法は、都市計画事業認可の基準の一つとして、事業の内容が都市計画に適合することを掲げているから、都市計画事業認可が適法であるためには、その前提となる都市計画が適法であることが必要であるが、都市計画決定は権限のある機関によって取り消されない限り違法であっても有効と解されるため、都市計画事業認可の取消訴訟において、先行する都市計画決定の違法性を主張することはできないとするのが判例である。

エ. 建築基準法に基づく建築確認における接道要件充足の有無の判断と、東京都建築安全条例に基づく安全認定における安全上の支障の有無の判断は、異なる機関がそれぞれの権限に基づき行うこととされているが、安全認定が行われた上で建築確認がされている場合、安全認定が取り消されていなくても、建築確認の取消訴訟において、安全認定が違法であるために接道要件を満たしていないと主張することは許されるとするのが判例である。

オ. 教育委員会が、1日の間に、公立学校で教頭職にある者のうち勧奨退職に応じた者を校長に任命して昇給させた上で退職承認処分をし、これに基づいて知事が退職手当の支出決定を行った場合、教育委員会による退職承認処分等が著しく合理性を欠き、これに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存しない限り、知事による退職手当の支出決定が財務会計法規上の義務に違反するものとはならないとするのが判例である。

1. ア, ウ
2. ア, オ
3. イ, ウ
4. イ, エ
5. ア, エ, オ

【No. 10】 行政上の契約に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。ただし、以下に示す法令は、その事件当時のものである。

- ア. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律における産業廃棄物処分業等の許可・処理施設の設置許可等を定める規定は、知事が、処分業者としての適格性や処理施設の要件該当性を判断し、同法の目的に沿うものとなるように適切に規制できるようにするために設けられたものであり、知事の許可は、処分業者に対し、許可が効力を有する限り事業や処理施設の使用を継続すべき義務を課すものであるから、処分業者が、公害防止協定において、協定の相手方に対し、その事業や処理施設を将来廃止する旨を約束することは、処分業者自身の自由な判断ではできない。
- イ. 普通地方公共団体が經營する簡易水道事業の施設は地方自治法第244条第1項所定の公の施設に該当するところ、同条第3項は、普通地方公共団体は住民が公の施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしてはならない旨規定している。したがって、簡易水道事業給水条例の改正により基本料金が改定された場合において、条例の当該部分が地方自治法第244条第3項にいう「不当な差別的取扱いに当たると解釈されるとき」には、当該部分は同項に違反するものとして無効である。
- ウ. 水が限られた資源であることを考慮すれば、水道事業を經營する市町村が正常な企業努力を尽くしてもなお水の供給に一定の限界があり得ることも否定することはできないのであって、市町村が給水契約の申込者に対して負う給水義務は絶対的なものということはできず、給水契約の申込みが適正かつ合理的な供給計画によっては対応することができないものである場合には、水道法第15条第1項にいう「正当の理由」があるものとして、これを拒むことが許される。
- エ. 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号にいう「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」には、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定し、その者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を実現的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も該当する。
- オ. 普通地方公共団体による随意契約の制限に関する法令の規定は、普通地方公共団体が契約を締結しようとする場合の機会均等の理念に照らして公正であり、かつ、納税者の利益のために価格の有利性を確保するという趣旨で設けられたものである。したがって、普通地方公共団体が随意契約の制限に関する法令の規定に違反して契約を締結した場合、当該契約は、私法上も当然に無効である。

1. ア、ウ
2. イ、エ
3. ウ、オ
4. イ、ウ、エ
5. ア、イ、エ、オ

(参考)

地方自治法

(公の施設)

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

(第2項略)

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用するについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

水道法

第15条 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。 (以下略)

地方自治法施行令

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (以下略)

【No. 11】 行政上の義務履行確保に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 法令に基づき行政が建築工事の中止命令を行い、義務者がこれを履行しない場合、当該行政は、行政代執行法に基づく代執行をすることはできない。他方、こうした場合、国や地方公共団体が中止命令の名宛人に対し建築工事を続行してはならない旨の裁判を求める訴えを提起し、民事執行によってその実現を図ることはできるとするのが判例である。

イ. 国の金銭債権に係る行政上の強制徴収の手段として、国税滞納処分があるが、国税以外の金銭債権についても、個別の法律により、国税滞納処分の例により徴収することができるとされているものがある。他方、こうした行政上の強制徴収の根拠規定が設けられていない金銭債権については、国は、訴訟手続により履行を請求するなどすることとなるが、国が提起した訴訟であって、財産権の主体として自己の財産上の権利利益の保護救済を求めるような場合には、裁判所法第3条第1項にいう「法律上の争訟」に当たるとするのが判例である。

ウ. 執行罰は、相手方が行政上の義務を履行するまで反復して科しても二重処罰を禁止した憲法第39条違反の問題を生じず、また、代替的作為義務、非代替的作為義務及び不作為義務のいずれの義務の履行確保の手段としても活用することができるという特徴を有しており、現在多くの法律において執行罰の規定が設けられている。

エ. 行政代執行法第1条において「行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。」と規定されていることから、条例において直接強制や即時強制の規定を設けることはできない。

オ. 行政上の秩序罰としての過料については、法律違反に対する過料の規定を法律中に、条例違反に対する過料の規定を条例中に、普通地方公共団体の規則違反に対する過料の規定を規則中に、それぞれ設けることができ、これらの過料はいずれも、非訟事件手続法に基づき、裁判所によって科される。

1. イ
2. ア、オ
3. イ、エ
4. イ、エ、オ
5. ウ、エ、オ

【No. 12】 行政不服審査法が定める審査請求に関する以下の会話における下線部(ア)～(オ)のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

甲：行政不服審査法が定める審査請求は、簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済を図ることが制度目的の一つとされているということですが、そもそも、審査請求手続は、どのようにすれば開始されるのですか。

乙：行政不服審査法によれば、原則として審査請求人による書面の提出によって開始されます。
(ア)この書面に不備等があり、審査請求が不適法であっても、補正することができる場合には、審査庁は、相当の期間を定めて、その補正を命じなければならないことになっています。

甲：審査請求書は、正副2通を提出しなければならないと聞いたのですが、審査請求書の副本はどのように取り扱われるのですか。

乙：(イ)審査庁は、審査請求を受理したとき、審査請求書の副本を処分庁に送付し、処分庁から弁明書の提出を求めなければなりません。弁明書は、審査請求手続における審査の中心となる文書ですから、行政不服審査法は、審査庁が処分庁に対して必ず弁明書の提出を求めるよう規定しています。

甲：その後、審査庁に提出された弁明書の副本が、審査請求人に送付されるのですね。審査請求人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対して反論書を提出することができるのですね。

乙：そうです。審査請求手続は、原則として書面審理主義によっているのです。しかし、(ウ)書面審理主義の例外として、審査請求人又は参加人の申立てがあれば、審査庁は、申立て人に口頭で意見を述べる機会を与えなければなりません。審査請求人又は参加人が口頭での意見陳述を申し立てた場合に、口頭意見陳述の機会を提供することは、審査庁の義務として定められています。

甲：口頭意見陳述は、具体的にどのような方法で行われるのでしょうか。

乙：(エ)審査請求手続において、口頭意見陳述の機会の付与による口頭審理は、審査請求人と処分庁が公開の場で対審的にやりとりをする重要な機会ということになります。この口頭審理において、審査請求人又は参加人は、出頭して意見を述べ、審査庁の許可を得て処分庁の職員に質問を発することができます。

甲：審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができますね。これに加えて、審査請求人又は参加人が、審査庁に対して、参考人の陳述・鑑定の要求、物件の提出要求、検証、審査請求人又は参加人の審尋をするように申し立てることはできるのですか。

乙：(オ)審査庁が行う調査権の行使について、審査請求人又は参加人側から申立てをすることは認められていません。審査庁は、あくまでも職権により各種の調査を行うことができるのにとどまり、審査庁の調査権行使について審査請求人又は参加人の申立権は認められていないのです。これは、審査請求における審理手続が、審査庁による職権主義的性格を有していることによるものです。

1. (ア), (イ)
2. (ア), (ウ)
3. (イ), (オ)
4. (ウ), (エ)
5. (エ), (オ)

[No. 13] 行政事件訴訟法の定める行政事件訴訟に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 処分の取消しの訴えのほか、民衆訴訟又は機関訴訟で、処分の取消しを求めるものについても、当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者(処分の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においてもなお処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有する者を含む。)に限り、提起することができる。
- イ. 無効等確認の訴えは、当該処分又は裁決の無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者であっても、当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができる者は、提起することができず、例えば、原子炉の周辺住民が、当該原子炉の設置者に対し、人格権等に基づきその建設ないし運転の差止めを求める民事訴訟を提起している場合には、当該原子炉の設置許可処分の無効確認の訴えを提起することはできないとするのが判例である。
- ウ. 行政事件訴訟法第3条第6項第1号に掲げる場合において、義務付けの訴えを提起するときは、これに併合して、当該処分に係る不作為の違法確認の訴え又は取消訴訟若しくは無効等確認の訴えを提起しなければならない。
- エ. 不作為の違法確認の訴えは、処分又は裁決についての申請をした者が提起することができ、当該申請が手続上適法であることは必要でなく、また、不作為が違法となる「相当の期間」の経過は、行政手続法第6条に基づき行政庁が定める標準処理期間の経過と必ずしも一致するものではない。
- オ. 当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものを提起することができる処分又は裁決をする場合、行政庁は、当該処分を口頭でする場合を除き、当該処分又は裁決の相手方に對し、当該訴訟の被告とすべき者及び当該訴訟の出訴期間を書面で教示しなければならない。

1. ブ, ウ
2. ア, エ
3. イ, ウ
4. イ, オ
5. ハ, オ

[No. 14] 処分性に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 市町村長が旧地代家賃統制令に基づき家賃台帳に家賃の停止統制額又は認可統制額その他法所定の事項を記入する行為は、公の権威をもってこれらの事項を証明し、これに公の証拠力を与える公証行為であり、行政庁により一般に広く周知徹底させて統制額を超える契約等を防止することを目的とするものであって、実質上新たに国民の権利・義務を形成し、あるいはその範囲を確認するものということができ、抗告訴訟の対象となる行政庁の処分に当たる。
- イ. 医療法上行政指導として定められた病院開設中止の勧告は、運用の実情等に照らすと、これに従わない場合には相当程度の確実さをもって病院を開設しても保険医療機関の指定を受けることができなくなるという結果をもたらすものであり、当該勧告を受けた者はその結果病院の開設自体を断念せざるを得ないことになるが、行政指導はあくまで直接に法的権利及び義務を発生させるものではないことから、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たらない。
- ウ. 条例の制定は、普通地方公共団体の議会が行う立法作用に属するから、一般的には、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たるものではないが、市の条例が、市の設置する特定の保育所の廃止のみを内容とするものであって、他に行政庁の処分を待つことなく、その施行により各保育所廃止の効果を発生させ、当該保育所に現に入所中の児童及びその保護者という限られた特定の者らに対して、直接、当該保育所において保育の実施期間が満了するまでの間保育を受けることを期待し得る法的地位を奪う結果を生じさせるものである場合は、その制定行為は、行政庁の処分と実質的に同視し得るものということができる。
- エ. 市町村の施行に係る土地区画整理事業の事業計画の決定は、施行地区内の宅地所有者等の法的地位に変動をもたらすものであって、抗告訴訟の対象とするに足りる法的効果を有するものということができ、また、実効的な権利救済を図るという観点から見ても、これを対象とした抗告訴訟の提起を認めるのが合理的であるということができ、抗告訴訟の対象となる行政庁の処分に当たる。
- オ. 墓地、埋葬等に関する法律に定められた墓地の埋葬を拒否する「正当な理由」について、厚生省(当時)より都道府県担当部局宛に出された通達は、上級行政機関が関係下級行政機関に対してその職務権限の行使を指揮するために発するものであり、行政組織内部における命令にすぎないが、当該通達に基づく処分によって墓地經營権・管理権が侵害され、もしくは新たに埋葬の受任義務を課したりする場合があることから、国民の権利義務に重大な影響を生じさせ、直接一般国民を拘束するものということができ、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たる。

1. ア, イ
2. ブ, エ
3. エ, オ
4. ア, イ, ウ
5. ハ, エ, オ

【No. 15】 行政事件訴訟法が定める「仮の義務付け」及び「仮の差止め」に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 「義務付けの訴え」における仮の救済制度である「仮の義務付け」については、「取消訴訟」及び「無効等確認の訴え」における仮の救済制度である「執行停止」において本案の訴えが適法に係属することが要件とされているのと同様に、本案である「義務付けの訴え」が適法に提起されることが要件とされている。しかし、「差止めの訴え」における仮の救済制度である「仮の差止め」については、争われている処分を事前に差し止める必要性が極めて高い場合に利用されることを前提としているため、本案である「差止めの訴え」を提起することなく「仮の差止め」を適法に申し立てることができる。

イ. 「義務付けの訴え」は、行政庁の処分又は裁決を求める申請又は審査請求がされたことを前提とするもの(以下「申請型」という。)と、国民からの申請等を前提としないもの(以下「非申請型」という。)に分けて法定されている。このうち、「申請型」は、国民から適法な申請等があったにもかかわらず、行政庁により申請者が望む処分がされないという紛争状況に対応したもので、国民の権利利益を救済する類型的必要性が「非申請型」よりも高いと考えられる。そのため、「仮の義務付け」についても、「申請型」と「非申請型」の区別に対応するかたちで、前者についてより簡便な手続が法定されている。

ウ. 「仮の義務付け」及び「仮の差止め」の積極要件としては、処分・裁決がされること・されることにより「償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとみえるとき」という定めが置かれている。さらに、「仮の義務付け」及び「仮の差止め」の消極要件として、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、することができない。」という定めが置かれている。

エ. 「仮の義務付け」及び「仮の差止め」は、司法権に属する裁判所が、行政機関による第一次的な判断に先立って一定の処分・裁決についてすべきである、又はしてはならない旨の判断を行い、決定をもって行政機関に命じる仕組みである。したがって、「仮の義務付け」及び「仮の差止め」について、「取消訴訟」における取消判決の拘束力に関する行政事件訴訟法の規定は準用されておらず、「仮の義務付け」又は「仮の差止め」の決定は、関係行政庁に対して事実上の拘束力を有するのみとされている。

オ. 「仮の義務付け」及び「仮の差止め」は、当事者の申立てにより、裁判所の決定をもってされるが、これらの具体的な手続について、「執行停止」に関するいくつかの規定が準用されている。これにより、「仮の義務付け」又は「仮の差止め」においても、「内閣総理大臣の異議」の規定が準用されることとされている。

1. ア, エ
2. イ, オ
3. ウ, オ
4. ア, ウ, エ
5. イ, ウ, エ

【No. 16】 国家賠償法第1条に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 我が国では行政活動に対する救済に当たり、取消訴訟と国家賠償請求訴訟の自由選択主義を採用しており、ある行政処分により不利益を受けているとしてその救済を求める者は、行政事件訴訟法に基づく取消訴訟を提起して処分の取消しを求めるこや、国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償請求訴訟を提起してその損害の賠償を求めることができるが、それらの双方を請求することはできない。

イ. 国家賠償法第1条第1項にいう「公務員」は、身分上の公務員に限られず、公権力の行使を委ねられた者も含まれると解されているが、公権力の行使を委ねられているわけではない私人が公務員に扮した上で職務行為を装って犯罪を行ひ、相手方が公務員としての外見を信頼して被害にあったとしても、国又は公共団体は同項に基づく責任を負わない。

ウ. 国家賠償法第1条第1項における違法について、行政活動によって生じる被害に着目し、法の許さない結果を発生させたことにつき違法を認定するとの立場から、パトカーの追跡行為を受けて逃走する車両が起こした事故により損害を被った第三者が提起した国家賠償請求訴訟においては、追跡行為の必要性・相当性が認められても、当該第三者に対する法益侵害があれば、公共団体は同項に基づく責任を負うとするのが判例である。

エ. 医薬品の副作用により被害が生じた場合の国家賠償責任について、副作用のために、国民の生命・健康が侵害される危険が生じ、これを回避するためには行政庁による直接の規制のほかに方途がないような場合は、当該医薬品の製造承認を取り消す作為義務が行政庁に生じるとの立場から、クロロキン製剤の副作用による被害者が提起した国家賠償請求訴訟においては、行政庁が直接規制するほかに事態を回避する方途がなかったとはいはず、作為義務は生じていなかつたとして、国は国家賠償法第1条第1項に基づく責任を負わないとするのが判例である。

オ. 国又は公共団体以外の者の被用者が第三者に損害を与えた行為が、国又は公共団体の公権力の行使に当たり、国又は公共団体が被害者に対し国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償責任を負う場合の被用者及びその使用者の責任については、被用者個人が民法第709条に基づく損害賠償責任を負わないのみならず、使用者も同法第715条に基づく損害賠償責任を負わないとするのが判例である。

1. エ

2. オ
3. ア, ウ
4. イ, オ
5. イ, ウ, エ

【No. 17】 公の营造物の設置又は管理の瑕疵に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 国家賠償法第2条第1項にいう公の营造物の設置又は管理の瑕疵とは、营造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいうが、これに基づく国又は公共団体の賠償責任については、その過失の存在を必要とする。したがって、県道上に道路管理者の設置した、掘穿工事中であることを表示する工事標識等が、夜間、通行車によって倒されたため、その後に他の通行車について事故が発生した場合は、時間的に道路管理者が道路の原状を回復する余地がなく、県の道路の管理に過失があったということはできないため、県は、同項に基づく賠償責任を負わない。
- イ. 国家賠償法第2条第1項は、危険責任の法理に基づき被害者の救済を図ることを目的として、国又は公共団体の責任発生の要件につき、公の营造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたときと規定しているところ、財政的、技術的及び社会的制約の下で被害を回避する可能性があったことは、道路の設置又は管理に瑕疵を認めるための積極的要件になるものではない。
- ウ. 改修計画に基づいて現に改修中である河川については、当該計画が、全体として、過去の水害の発生状況その他諸般の事情を総合的に考慮し、河川管理の一般水準及び社会通念に照らして、格別不合理なものと認められないときは、その後の事情の変動により未改修部分につき水害発生の危険性が特に顕著となり、早期の改修工事を施行しなければならないと認めるべき特段の事由が生じない限り、当該部分について改修がまだ行われていないことの一事をもって河川の管理に瑕疵があるということはできず、また、このことは人口密集地域を流域とするいわゆる都市河川の管理についても、一般的にはひとしく妥当する。
- エ. 公の营造物の利用の態様及び程度が一定の限度にとどまる限りにおいてはその施設に危害を生ぜしめる危険性がなくても、これを超える利用によって危害を生ぜしめる危険性がある状況にある場合には、そのような利用に供される限りにおいて当該营造物の設置、管理には瑕疵があるということができ、当該营造物の設置・管理者たる国において、このような危険性があるにもかかわらず、これにつき特段の措置を講ずることなく、また、適切な制限を加えないままこれを利用に供し、その結果利用者又は第三者に対して現実に危害を生ぜしめたときは、それが当該設置・管理者の予測し得ない事由によるものでない限り、国は、国家賠償法第2条第1項に基づく責任を負う。
- オ. 国道の周辺住民が、当該国道の供用に伴い自動車から発せられる騒音等によって、睡眠妨害、家族の団らん等に対する妨害を受けているとして、当該国道の設置・管理者に対し、損害の賠償を求めている場合において、当該国道の供用が周辺住民に対する関係において、違法な権利侵害ないし法益侵害となり、国道の設置・管理者において賠償義務を負うかどうかを判断するに当たっては、侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質等、周辺住民の被っている被害をそれ自体として考慮すべきであり、侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性を考慮要素としてはならない。

1. ア, イ, オ
2. ア, ウ, エ
3. ア, エ, オ
4. イ, ウ, エ
5. イ, ウ, オ

【No. 18】 公物についての法律関係に関する次の文章の各空欄に該当する言葉を語群ア～サから選んだ場合に、挙げられた組合せが妥当なのはどれか。

公物とは、国又は公共団体等により、直接公の目的のために供用される個々の有体物をいう。官公署の用に供される【 a 】(庁舎、敷地など)と、公衆の用に供される【 b 】(道路、河川など)に分けられる。

公物の使用関係は、次の三つに区分される。まず【 c 】とは、道路を通行する、海で遊泳するといった、公衆による公物の最も基本的な利用形態である。【 d 】は、元来国民の自由な使用が予定されており、その本質に沿った使用関係である。次に【 e 】とは、道路管理者の許可を得て工事のために道路を使用する場合など、法律上の一般的禁止を申請に基づき解除することにより認められる使用形態である。最後に【 f 】とは、国有・公有財産の目的外使用許可など、特定人に対し公物の独占的な使用権を認めるものである。

公物の使用関係については、民事法とは異なる行政法特有の法理の適用が問題となる。判例は、行政財産の目的外使用許可の撤回について、当該財産の使用権そのものの損失補償を原則として【 f 】。これは、【 g 】という解釈によるものである。他方、河川の流水占用権は【 e 】に該当するが、判例は、同権利は絶対不可侵の権利ではなく、使用目的を充たすのに必要な限度で流水を使用し得るにすぎないとして、【 e 】による排他性に限界を認めている。

また、公物について、民法上の取得時効の適用があるかという論点がある。判例は、【 h 】という解釈により取得時効の適用を肯定している。

- | | | | | |
|--|-----------|---------|---------|---------|
| ア. 公公用物 | イ. 公用物 | ウ. 特許使用 | エ. 許可使用 | オ. 一般使用 |
| カ. 肯定している | キ. 否定している | | | |
| ク. 公物の使用許可によって与えられた使用権には、公益上の必要が生じたときにはその時点において権利が消滅するという制約が内在している | | | | |
| ケ. 使用許可の取消しによって生じた財産上の義務が一般的に受容すべき範囲をこえ、特別の義務を課したものとみられる場合には、直接憲法の規定を根拠に補償の請求をすることができる | | | | |
| コ. 公物は明示的に公用廃止されてはじめて、取得時効の目的物になる | | | | |
| サ. 公物に默示的に公用廃止があったと認められる場合には、取得時効の成立を妨げない | | | | |

1. a-ア, b-イ, c-オ, d-ウ, e-エ, f-カ, g-ケ, h-コ
2. a-ア, b-イ, c-オ, d-エ, e-ウ, f-キ, g-ク, h-サ
3. a-イ, b-ア, c-ウ, d-エ, e-オ, f-カ, g-ク, h-コ
4. a-イ, b-ア, c-オ, d-エ, e-ウ, f-カ, g-ケ, h-サ
5. a-イ, b-ア, c-オ, d-エ, e-ウ, f-キ, g-ク, h-サ



【No. 19】 行政機関相互の関係に関する以下の教授の質問に対して、学生A～Eのうち、妥当な発言をした学生のみを全て挙げているのはどれか。

教 授：行政組織には、ピラミッド型の階層構造が積み重なっているという一般的な特色があります。その中で、行政組織全体として統一的な意思形成をするためには、上級行政機関が下級行政機関に対して指揮監督権を持つことが必要になります。この指揮監督権の具体的な内容として、どのようなものがありますか。

学生A：まず、上級行政機関が下級行政機関の事務処理について調査をするための監視権があります。さらに、下級行政機関が事務処理をするに当たり、上級行政機関が同意・承認する権限が認められることがあります。加えて、上級行政機関には、下級行政機関に対して、訓令・通達という形で命令・示達をするとできるとされています。

教 授：下級行政機関が違法又は不当な行為をした場合に、上級行政機関がその行為を取消し又は停止をできるか、という点はどうでしょうか。

学生B：上級行政機関が、法律による明文の規定がない場合に、下級行政機関がした違法又は不当な行為を取り消したり、停止したりできるか否かについては、法律による行政の原理との関係で、解釈上争いがあります。これに対して、下級行政機関がなすべき行為をしない場合に、これを上級行政機関が代わって執行することは、法律による行政の原理を適切に担保することになるため、法律による明文の規定がなくても当然にできると解釈されます。

教 授：行政機関は、必ずしも上級・下級の関係にあるわけではなく、複数の行政機関が対等な関係にある場合もあります。対等な関係にある複数の行政機関相互の関係については、どのような問題がありますか。

学生C：対等な関係にある複数の行政機関について、行政の統合性を確保する観点から、協議、同意、共助など相互に調整を図るための法的仕組みが工夫されています。しかし、対等な行政機関については、最終的にはそれぞれの行政機関が独立して権限を行使するのであり、複数の行政機関が共同して一つの意思決定をすることは、行政主体の意思決定の在り方として認められていません。

教 授：伝統的な行政官庁法理によれば、法律上国家意思を決定し外部に表示することを認められた行政機関を行政官庁と呼びます。法律が行政行為等をする権限を行政官庁に与えた以上、当該行政官庁が自らその権限を行使することが要請されるのですが、その権限を他者に行使させるための法技術も論じられています。これらの法技術について、具体的に説明してください。

学生D：行政官庁法理において、法律により行政官庁に与えられた権限を他者に行使させるための法技術として、権限の委任及び代理があります。このうち、権限の委任は、民法の定める委任の法技術を用い、ある行政機関が、法律により自らに与えられた権限を、別の行政機関に委託することをいいます。委任については、一般法としての民法に根拠規定が存するため、

それ以外に特別の法律の根拠は不要と解釈されています。

学生E：権限の代理とは、ある行政機関の権限を、別の行政機関が代理機関となって行使することをいいます。権限の代理については、民法上の代理と基本的に異ならず、代理機関の行為は、被代理機関の行為としてその法的效果が生じると解釈されています。

1. A, D
2. A, E
3. B, C, D
4. C, D, E
5. A, B, C, E

【No. 20】次の文章は、錯誤に関する大審院判決の抜粋である。当該判決の錯誤についての考え方に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

「意思表示ニ於ケル錯誤トハ内心的効果意思ト意思表示ノ内容タル表示的効果意思トノ間ニ於ケル不慮ノ不一致ナレハ民法第九十五条ニ所謂法律行為ノ要素ノ錯誤モ亦意思表示ノ内容ニ存セサルヘカラサルハ当然ナリト雖意思表示ノ内容ナルモノハ抽象的ニ一定スルモノニアラスシテ各箇ノ具体的表示ニ依リ夫夫定ルモノナレハ同一ノ事実ハ具体的表示ノ有無ニ依リ或バ意思表示ノ内容ナルコトアリ或ハ意思表示ノ内容ナラサルコトアルモノトス従テ通常意思表示ノ縁由ニ属スベキ事実ト雖表意者カ之ヲ以テ意思表示ノ内容ニ加フル意思ヲ明示又ハ默示シタルトキハ意思表示ノ内容ヲ組成スル」

- ア. この考え方は、法律行為において意思を重視する意思主義を徹底する立場であり、錯誤は内心的効果意思の不存在の場合にのみ成立するもので、動機の錯誤は、動機が明示的に法律行為の条件・特約などの形で合意されていた場合に問題となるにすぎないとするものである。
- イ. この考え方は、錯誤を表示に対応する真意の不存在ととらえ、動機の錯誤も、他の錯誤と同じく錯誤であるとするもので、無効となるかどうかは、表意者の保護と他方当事者の取引の安全の保護との調整の問題として一元的に規律すべきであるとするものである。
- ウ. この考え方に対しては、内容の錯誤(表示行為の意味に関する錯誤)と動機の錯誤を明確に区別することはできないという批判がある。
- エ. この考え方に対しては、取引の安全の保護との調整という観点からは、錯誤による意思表示を無効とすべきか否かの判断に、相手方の善意悪意や過失といった事情も考慮を入れるべきだという批判がある。
- オ. この考え方に対しては、行動の契機である動機と、法律効果を直接に意欲する意思は、一元的にとらえることはできないという批判がある。

1. オ
2. ウ, エ
3. ア, イ, オ
4. ア, ウ, エ
5. イ, ウ, エ, オ

【No. 21】いわゆる権利能力のない社団に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 団体として組織を備え、代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定してさえいれば、団体そのものの存続のための条件の一つとして団体の構成員の変更が許されない場合でも、権利能力のない社団であると認められる。
- イ. 権利能力のない社団の資産である不動産について、登記上の所有名義人となつた代表者がその地位を失い、これに代わる新代表者が選任されたときは、新代表者は、旧代表者に対して、当該不動産について自己の個人名義に所有権移転登記手続をすることを求めることができる。
- ウ. 権利能力のない社団の代表者が社団の名においてした取引上の債務は、社団の構成員全員に一個の義務として総務的に帰属し、社団の総有財産だけがその責任財産となり、構成員各自は、取引の相手方に対し個人的債務ないし責任を負わない。
- エ. 権利能力のない社団の代表者が社団の名においてした取引上の債務については、構成員各自は、取引の相手方に対し個人的債務ないし責任を負わるのが原則であるが、債権者を保護する観点から、権利能力のない社団の代表者は、補充的に、当該債務について責任を負う。
- オ. 権利能力のない社団は、法人格を有しないため、社団の名において訴えを提起することはできないが、社団の名において法律行為をすることは認められており、権利能力のない社団の資産である不動産については、社団の代表者が個人の名義で所有権の登記をすることができるほか、社団の代表者である旨の肩書を付した代表者個人名義の登記をすることもできる。

1. イ
2. ウ
3. ア, エ
4. イ, ウ
5. エ, オ

【No. 22】 不動産物権変動と対抗要件に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. Aの死亡により、子B及びCがA所有の土地を共同相続したが、Cが相続を放棄した。その後、Cの法定相続分に相当する部分について当該土地を差し押されたCの債権者Dに対し、Bは登記なくして当該土地の単独所有権を対抗することができる。
- イ. Aは、B所有の土地について平成4年3月から占有を続け20年後に時効取得したがその登記を備えていなかったところ、平成24年4月にBから当該土地を買い受けたCに対し、登記なくして当該土地の所有権を対抗することができる。
- ウ. Aが、自己所有の土地をBに譲渡したがその登記を備えないうちに、AB間の物権変動につき背信的悪意であるCにも譲渡し、さらに、CがAB間の物権変動につき善意・無過失のDに当該土地を譲渡した場合において、AからC、CからDへと所有権移転登記がなされているときは、Bは、Dに対し、登記なくして当該土地の所有権を対抗することができない。
- エ. AB間において、A所有の土地にBの通行地役権が設定された後、いまだBが通行地役権の登記を備えないうちに、Aが通行地役権の存在につき善意のCに当該土地を譲渡し、Cへの所有権移転登記がなされた場合は、当該土地がBによって継続的に通路として使用されていることが物理的状況から客観的に明らかとなつており、Cがそのことを認識することが可能なときであっても、Bは、Cに対し、登記なくして通行地役権を対抗することができない。
- オ. AはBに自己所有の土地を仮装譲渡し、所有権移転登記がなされた。その後、Bは、仮装譲渡の事実を過失なくして知らず当該登記を信じたCに、当該土地を譲渡した。この場合において、Cは、Aに対し、登記なくして当該土地の所有権を対抗することができない。

1. ア、ウ
2. ア、エ
3. イ、オ
4. ア、ウ、エ
5. イ、ウ、オ

【No. 23】 質権に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 質権設定契約は要物契約であるから、債権質権設定契約において、証書の存する債権につき質権を設定する場合には、必ず証書の交付が必要である。
- イ. 不動産質権及び債権質権の場合には、被担保債権の利息は特約のない限り担保される。他方、不動産質権の場合には、被担保債権の利息は特約がなければ請求することはできない。
- ウ. 質権者は、質物を第三者に詐取された場合に、質権に基づく物権的返還請求をすることができないが、詐取されてから1年以内であれば占有回収の訴えにより質物の占有を回復することができる。
- エ. 不動産質権の対抗要件は登記であるから、登記がなされた後に質物である不動産の引渡しがなされた場合には、登記の時に遡って質権の効力が生じる。
- オ. 不動産質権者は、質権設定者の承諾があれば質物を質貸すことができ、その質料を他の債権者に優先して自己の被担保債権の弁済に充当することができる。

1. ア、ウ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、オ
5. エ、オ

【No. 24】以下のア～エの事例について、法定地上権が成立する理由又は成立しない理由としてa～dのうち最も対応するものを結び付けた場合に、挙げられた組合せが妥当なのはどれか。

ア. A所有の土地上にB所有の建物が存在した場合において、当該土地にCのために先順位の甲抵当権が設定され、その後Aが建物の所有権をBから取得し同一所有者となった後、当該土地にDのために後順位の乙抵当権が設定された。その後、当該土地が競売され、土地と建物の所有者が異なることになった場合。

イ. A所有の土地上にB所有の建物が存在した場合において、当該土地にCのために先順位の甲抵当権が設定され、その後Aが建物の所有権をBから取得し同一所有者となった後、当該土地にDのために後順位の乙抵当権が設定された。その後、甲抵当権が抵当権設定契約の解除により消滅した後、当該土地が競売され、土地と建物の所有者が異なることになった場合。

ウ. A所有の土地上にB所有の建物が存在した場合において、当該建物にCのために先順位の甲抵当権が設定され、その後Aが建物の所有権をBから取得し同一所有者となった後、当該建物にDのために後順位の乙抵当権が設定された。その後、当該建物が競売され、土地と建物の所有者が異なることになった場合。

エ. A所有の土地にBのために先順位の甲抵当権が設定された後、Aが当該土地上に建物を建築し、次いでCのために当該土地に後順位の乙抵当権が設定された。その後、当該土地が競売され、土地と建物の所有者が異なることになった場合。

a. 土地について先順位の抵当権が設定された当时、抵当権者は、土地上の建物につき法定地上権の負担がないものとして土地の担保価値を把握するのであるから、後順位抵当権が設定されたことによって法定地上権が成立するものとすると、先順位の抵当権者が把握した担保価値を損なわせることになるからである。

b. 後順位の抵当権が設定された時点では法定地上権の成立要件は満たされているが、法定地上権の成立を認めると、更地での評価をもとに抵当権の設定を受けた先順位の抵当権者が害されるからである。

c. 後順位抵当権者としては、先順位抵当権が被担保債権の弁済等によって消滅し、順位が上昇することの利益と法定地上権成立の不利益とを考慮して担保余力を把握すべきであるから、法定地上権を認めて後順位抵当権者に不測の損害を与えるものではないからである。

d. 建物について法定地上権を認めて、先順位抵当権者は、把握した担保価値を損なうことにはならず、むしろ法定地上権が成立すれば有利であるし、後順位抵当権者は、建物について法定地上権の成立を前提として抵当権を設定したのであり、その期待は保護に値するからである。

1. ア～b

2. イ～d

3. マ～c, イ～a

4. イ～c, ウ～d

5. ウ～b, エ～a

【No. 25】安全配慮義務に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 安全配慮義務は、何らかの契約関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間ににおいて当該法律関係の給付義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して契約上負う義務として一般的に認められるべきものであって、国と国家公務員との間においても別異に解すべき論拠はなく、国は、国家公務員に対し安全配慮義務を負わなければならない。

イ. 国は、自衛隊員を自衛隊車両に公務の遂行として乗車させる場合には、自衛隊員に対する安全配慮義務として、車両の整備を十全ならしめて車両自体から生ずべき危険を防止し、車両の運転者としてその任に適する技能を有する者を選任し、かつ、当該車両を運転する上で特に必要な安全上の注意を与えて車両の運行から生ずる危険を防止すべき義務を負うのであるから、運転者が道路交通法その他の法令に基づいて当然に負うべきものとされる通常の注意義務は、安全配慮義務の内容となり、安全配慮義務の履行補助者たる自衛隊員が当該車両に自ら運転者として乗車する場合において、当該運転者に運転上の注意義務違反があったときには、国の安全配慮義務違反があったというべきである。

ウ. 国が国家公務員に対して負う安全配慮義務に違反し、当該公務員の生命、健康等を侵害し、同人に損害を与えたことを理由として損害賠償を請求する訴訟において、安全配慮義務の内容を特定し、かつ、(義務違反に該当する事実を主張・立証する責任は、國の義務違反を主張する原告にある。

エ. 安全配慮義務違反によって発生する損害賠償債務は、債務不履行に基づくものであるが、不法行為による損害賠償債務に類似することから、期限の定めのない債務であって債権者から履行の請求を受けた時から履行遅滞となり、また、同義務違反によって死亡した者の遺族は、固有の慰謝料請求権を有する。

オ. 下請企業の労働者が、請負人の管理する設備、工具等を用い、請負人の指揮、監督を受けて稼働し、その作業内容も請負人の従業員とほとんど同じであった場合であっても、特段の事情がない限り、請負人は、下請企業の労働者との間に特別な社会的接触の関係に入ったとはいはず、当該労働者に対し安全配慮義務を負わない。

1. ア

2. ウ

3. ア, ウ

4. イ, エ

5. エ, オ

【No. 26】 債権者代位権に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. 債権者代位権は、債務者の責任財産を保全するため、債権者が債務者に代わって債務者の権利行使し、強制執行の準備手続をすることを認めるものであり、取消権・解除権等の、性質上強制執行の目的とならない債務者の権利は、債権者代位権の目的とすることはできない。

イ. 名誉を侵害されたことを理由とする被害者の加害者に対する慰謝料請求権は、名誉という被害者の人格的価値の回復を目的とするものであるが、金銭の支払を目的とする債権である点においては一般の金銭債権と異なるところはなく、被害者が当該請求権行使する意思を表示した時点から、債権者代位権の目的とすることができます。

ウ. 債権者代位権行使し得る範囲は、債権者の債権を保全するために必要な限度に限られるべきであり、債権者が債務者に対する金銭債権に基づいて債務者の第三債務者に対する金銭債権を代位行使する場合においては、債権者は自己の債権額の範囲においてのみ債務者の債権行使し得る。

エ. 債権者代位訴訟における原告は、債務者自身が原告になった場合と同様の地位を有するものであり、第三債務者である被告の提出した、債務者に対する債権を自動債権とする相殺の抗弁に対し、代位債権者である原告の提出することができる再抗弁は、債務者自身が主張することができる再抗弁事由に限られる。

オ. 交通事故の被害者が、当該交通事故に係る損害賠償債権を保全するため、加害者である債務者の有する自動車対人賠償責任保険の保険金請求権を代位行使する場合は、代位債権者の債権は、代位行使の目的である債権によって本来担保されるべき関係にあるものであり、債務者の資力が債権を弁済するについて十分でないことを要するものではない。

1. ア, イ
2. ア, エ
3. イ, オ
4. ウ, エ
5. ウ, オ

【No. 27】 相殺に関するア～オの事例のうち、Aの行った相殺が有効な事例のみを全て挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. AがBに対し貸金債権を有しており、その期限が到来してもまだ支払がなされなかった。また、AはBに代金債務を負っていたが、当該債務の弁済期前にAの貸金債権が差し押さえられた。その後、Aは、Bへの代金債務の期限が到来したので、当該貸金債権と当該代金債務を対当額で相殺した。

イ. Aはレストランを営んでいたが、上得意客のBには代金後払いを認めていた。Bが飲食してAが代金請求できる時から1年経過したがBが時効を主張して代金を支払わず、その後、AがBに対して負った貸金債務の期限が到来したので、Aは当該代金債権と当該貸金債務を対当額で相殺した。

ウ. Aは、Bの過失に基づく交通事故によって損害を受け、Bに対する損害賠償債権を取得した。他方AはBに貸金債務を負っており、当該貸金債務の期限が到来したので、Aは当該損害賠償債権と当該貸金債務を対当額で相殺した。

エ. Aは、建物の建築を請負人Bに注文したが、Bが完成させ引渡しを受けた建物に瑕疵があり、それによって損害賠償債権を取得したので、Aは当該損害賠償債権と期限が到来した請負代金債務を対当額で相殺した。

オ. Aは、Bとの間でAの所有する絵画をBに売却する契約を結び、Bに対する代金債権を取得了。他方、BはAに対する貸金債権を有していたところ、Bは、当該貸金債権をCに譲渡し、Aに通知した。その後、Aの売主としての引渡債務もBの買主としての代金債務も期限が到来したが履行されていない状況において、Aの貸金債務の期限が到来したので、Aは当該代金債権と当該貸金債務を対当額で相殺した。

1. ア, イ
2. イ, オ
3. ウ, エ
4. ア, ウ, エ
5. イ, エ, オ

【No. 28】 民法上の危険負担に関するa～dの記述とア～オの事例における結論を結び付けた場合に、結び付かない組合せのみを挙げているものとして妥当なのはどれか。

- a. 目的物が増加したり価格が上昇した場合は売主は価格の増額を請求できないから、それとのバランスから「利益の存するところ危険も帰する」という考え方によって危険負担が決定されるべきである。
 - b. 危険負担の決定については双務契約の牽連関係を考慮すべきである。
 - c. 危険は所有者が負担するという所有者危険負担という考えによるべきである。
 - d. 物についての利益を実質的に支配していないのに滅失・毀損の危険を負担させられることは合理的でないので、実質的支配の有無によって危険負担を決定すべきである。
- ア. AがBとCに自己所有の建物を二重譲渡し、BとCとも登記及び引渡しを得ていない段階で当該建物が不可抗力で滅失した場合、Aは、BとCのいずれかを選択して代金を請求することができる。
- イ. Aが、Bに自己所有の石油20キロリットルを売却する契約を結び、引き渡す20キロリットルをBの同意の下に確定し、当該石油をタンクローリーに積載してBのところに運ぶ途中、不可抗力によって石油が滅失した場合、AはBに代金を請求することができない。
- ウ. Aが、Bに自己所有の骨董家具を売り、引き渡したが、代金を受領していない段階で当該家具が不可抗力で滅失した場合、AはBに代金を請求することができる。
- エ. AがBとの間で、Bが誰かと婚姻すればAは自己所有の建物をBに売るという契約を結んでいたところ、まだBが婚姻していない段階で当該建物が不可抗力で滅失してしまったが、その後すぐにBが婚姻した場合、AはBに代金を請求することができない。
- オ. AはBとの間で、C所有の建物をBに売却する契約を結んだが、AがCから所有権を取得する前に当該建物が不可抗力で滅失した場合、AはBに代金を請求することができない。

- 1. b—エ
- 2. d—ア
- 3. a—ウ、c—エ
- 4. b—ア、c—オ
- 5. c—ウ、d—イ

【No. 29】 不当利得に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 消費貸借契約の借主Xが貸主Yに対して貸付金を第三者Zに給付するよう求め、Yがこれに従ってZに対して給付を行った後Xが当該契約を取り消した場合には、Yの給付によって生じた利益は直接には当該給付を受けたZに発生し、Xは外見上は利益を受けないように見えるけれども、当該給付により自己のZに対する債務が弁済されるなどZとの関係に応じて利益を受け得るのであり、XとZとの間には事前に何らかの法律上又は事実上の関係が存在するのが通常であるから、Yからの不当利得返還請求につき、Xは、特段の事情のない限り、YのZに対する給付により、その価額に相当する利益を受けたものとみるのが相当である。
- イ. Xが建物賃借人Yとの間の請負契約に基づき建物の修繕工事をしたが、その後Yが無資力になつたため、XのYに対する請負代金債権の全部又は一部が無価値となった場合には、その限度において、当該建物の所有者Zが受けた利得はXの財産及び労務に由来したものということができ、Xは、当該建物の修繕工事によりZが受けた利得を、Yに対する請負代金債権が無価値である限度において、不当利得としてZに返還を請求することができるものと解するのが相当であり、Yが権利金を支払わないことの代償として、修繕費用を全てYが負担する旨の特約がYとZとの間に存したとしても、XからZに対する不当利得返還請求の妨げとなるものではない。
- ウ. 民法第704条後段の規定は、同条の規定が不法行為に関する規定とは別に設けられていること、善意の受益者については過失がある場合であってもその責任主体から除外されていることなどに照らすと、悪意の受益者の不法行為責任を定めたものではなく、不当利得制度を支える公平の原理から、悪意の受益者に対し、その責任を加重し、特別の責任を定めたものと解するのが相当であり、悪意の受益者は、その受益に係る行為に不法行為法上の違法性が認められない場合であっても、同条後段に基づき、損害賠償責任を負う。
- エ. 法律上の原因なく代替性のある物を利得した受益者は、利得した物を第三者に売却処分した場合には、損失者に対し、利得した物の返還に代えて当該物の価格で返還する義務を負うが、本来なら物が返還されるべきであるから、その場合に返還すべき金額は、売却時の時価によるのでなければ公平に反するといった特段の事情がない限り、物の返還に最も近い価値として、事実審の口頭弁論終結時又はこれに近い時点における当該物の価格によると解するのが相当である。

- 1. ア
- 2. ウ
- 3. ア、ウ
- 4. イ、エ
- 5. ウ、エ

(参考) 民法

(悪意の受益者の返還義務等)

第704条 悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

【No. 30】 不法行為に関する次の記述のうち、判例に照らし、妥当なのはどれか。

1. 恋人の運転する自動車に同乗していた者が、恋人と第三者である相手方自動車の運転者との双方の過失により発生した事故により損害を被った場合には、当該同乗者が恋人と3年前から恋愛関係にあり、近いうちに正式に婚約して将来は結婚するという関係にあれば、事故当時は同居していたという事情がなかったとしても、相手方自動車の運転者が支払うべき損害賠償額の算定に当たり、恋人の過失が被害者側の過失として考慮される。
2. 追突事故により頸部に傷害を受けた被害者が、疾病ではないが平均的体格に比して首が長く多少頸椎が不安定であるという身体的特徴を有しており、それによって被害者の損害が拡大した場合には、特段の事情のない限り、損害賠償額を定めるに当たり、その身体的特徴が斟酌される。
3. 民法第724条後段には、不法行為による損害賠償請求権は、「不法行為の時から20年を経過したとき」は消滅する旨規定されているから、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合であっても、加害行為の時から20年経過したときには、損害賠償請求権は消滅する。
4. 民法第714条に基づき監督義務者が責任を負うには、責任無能力者の加害行為が、責任能力以外は一般不法行為の要件を備えていることが必要であるから、鬼ごっこをしていて遊戯中の児童が、誤って他の児童を転倒させ傷つけた場合であって、その行為が違法性を欠くときは、監督義務者の責任は生じない。
5. 自動車販売業者の従業員が、私用に使うことが禁止されていた会社の自動車を私用で運転中、交通事故を起こし、第三者に損害を与えた場合には、民法第715条にいう「事業の執行について」第三者に損害を加えたとはいえないから、会社がこれを賠償する責任を負うことはない。

【No. 31】 具体的な相続財産の計算に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

- ア. 死亡したXの財産は、現金9,000万円であり、3,000万円の債務を負担していた。Xには配偶者A、長男B、長女Cがいた。Bは商店を営んでいるが、2年前の開業の際にXから2,000万円の資金援助を受けており、Cは1年前の結婚の際に持参金としてXから1,000万円の贈与を受けていた。この場合に各人が取得する財産は、A:3,500万円、B:1,750万円、C:750万円である。
- イ. 死亡したXの財産は、土地甲(時価2,000万円)、建物乙(時価3,000万円)、現金6,000万円であった。Xには、長男A、次男B、長女Cがいたが、XはBに現金ではなく甲及び乙を相続させるという遺言を残していた。この場合に各人が取得する財産は、A:3,000万円、B:甲及び乙、C:3,000万円である。
- ウ. 死亡したXの財産は、現金8,000万円であり、2,000万円の債務を負担していた。Xには、長男A、次男Bがいたが、Xは愛人Cに5,000万円を遺贈するという遺言を残していた。AとBは、Cに対して相続財産についての民法上認められた権利を主張して訴訟を起こし全面勝訴した。この場合にAとBが取得する財産は、A:2,500万円、B:2,500万円である。
- エ. 死亡したXの財産は、現金3,000万円のみである。Xには長男A、次男Bがいた。AはXの死亡による生命保険金1,000万円を得たが、それによって共同相続人間に著しい不公平は生じていない。BはXの事業を手伝っていたことにより相続財産に対する2,000万円の寄与分が認められた。この場合に各人が取得する財産は、A:500万円、B:2,500万円である。
- オ. 死亡したXの財産は、現金2,000万円のみである。Xには、配偶者A、弟Bがいたが、両者ともX死亡以前に既に死亡していた。Aには、Xとの婚姻以前に前配偶者との間に生まれた子Cがおり、Bには長男D、次男Eがいる。この場合に各人が取得する財産は、C:500万円、D:750万円、E:750万円である。

1. ア、ウ
2. ア、エ
3. イ、エ
4. イ、オ
5. ウ、オ

これ以下は選択問題です。

No. 32～No. 49 の 18 題から任意の 9 題を選んで解答してください。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 32】 株式会社の取締役の責任に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. 取締役の任務には法令遵守義務が含まれるが、その法令には、取締役を名宛人とし、取締役の受任者としての義務を一般的に定める規定及び取締役がその職務遂行に際して遵守すべき義務を個別的に定める規定のほか、会社を名宛人とし、会社がその業務を行うに際して遵守すべき全ての規定が含まれる。したがって、取締役が会社をして会社がその業務を行うに際して遵守すべき規定に違反させることとなる行為をした場合において、当該違反行為につき取締役の故意又は過失があったときは、当該取締役に任務懈怠による損害賠償責任が生じる。

イ. 利益相反取引によって会社に損害が生じたときは、自己又は第三者のために会社と取引をした取締役に加え、会社を代表し取引をすることを決定した取締役及び取引に関する取締役会の承認決議に賛成した取締役は、その任務懈怠が推定される。ただし、自己のために会社と直接取引した取締役以外は、自己の責めに帰すべき事由がないことを証明して任務懈怠による損害賠償責任を免れることができる。

ウ. 取締役の任務懈怠による損害賠償責任は、総株主の同意により免除され得るほか、株主総会の特別決議や定款の定めに基づく取締役・取締役会の決定、社外取締役との責任限定契約によって、賠償責任額から最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除される場合がある。また、取締役の会社に対する責任を追及する訴訟において、訴訟上の和解をする場合には、責任免除を行うのと同等の効力が生じることから、総株主の同意を要する。

エ. 会社の取締役が悪意又は重大な過失により会社に対する義務に違反し、よって第三者に損害を被らせたときは、取締役の任務懈怠行為と第三者の損害との間に相当の因果関係がある限り、会社が当該任務懈怠行為によって損害を被った結果、ひいて第三者に損害が生じた場合か、直接第三者が損害を被った場合かを問わず、当該取締役が直接第三者に対し損害賠償責任を負う。

オ. 取締役会を構成する取締役は、会社に対し、取締役会に上程された事柄を監視する職務を有するにとどまり、その他代表取締役の業務執行一般につき、これを監視し、必要があれば取締役会を自ら招集し、あるいは招集することを求め、取締役会を通じて業務執行が適正に行われるようとする職務までは有さない。

1. ア, イ
2. ウ, エ
3. ウ, オ
4. ア, イ, エ
5. イ, エ, オ

【No. 33】 株式の発行等に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

ア. 全株式譲渡制限会社が第三者割当ての方法により募集株式の発行を行う場合には、既存株主の利益保護のため、その都度株主総会の特別決議により、募集株式の数、払込金額、払込期日等の募集事項を定めなければならない。ただし、迅速な資金調達の便宜の観点から、株主総会の特別決議により募集事項の決定を取締役(取締役会設置会社においては取締役会)に委任することも認められている。

イ. 第三者割当ての方法によって募集株式の発行を行う場合には、募集株式の払込金額が低すぎると既存株主の経済的利益を害するため、全株式譲渡制限会社であるか公開会社であるかを問わず、払込金額を募集株式の引受人にとって特に有利な金額とすることは、取締役により当該払込金額で募集することを必要とする理由に関する説明が株主総会で行われ、かつ当該総会の特別決議による承認を得たとしても、認められない。

ウ. 公開会社において株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるに募集株式の発行等を行うには、払込期日又は払込期間初日の 2 週間前までに、当該募集事項を公告するか、または、株主に対して通知することを要する。これは株主が新株発行差止請求権行使する機会を保障することを目的として会社に義務付けられたものであるが、他方、株式譲受人の取引安全の保護の必要性もあることから、新株発行に関する事項の公示の欠如は、原則として新株発行の無効原因とはならない。

エ. 株主平等の原則の趣旨は、株主に対する新株予約権の無償割当てにも及ぶが、特定の株主による経営支配権の取得に伴い、会社の企業価値がき損され、会社の利益ひいては株主の共同の利益が害されることになるような場合、その防止のために新株予約権の無償割当てにおいて当該株主を差別的に取り扱っても、当該取扱いが衡平の理念に反し、相当性を欠くものでない限り、直ちに同原則の趣旨に反するとはいえない。そして、このような場合に当たるか否かは、最終的には株主自身により判断されるべきものであり、判断の正当性を失わせるような重大な瑕疵が存在しない限り、株主の判断が尊重されるべきである。

オ. 会社が法令・定款に違反する株式の発行・自己株式の処分、又は著しく不公正な方法による株式の発行・自己株式の処分を行い、会社に損害を生ずるおそれがある場合には、株主はその効力発生前に、会社に対してその株式の発行・自己株式の処分をやめることを請求することができる。この請求に当たっては、株主に不利益が生ずるおそれがあることは要件とされていない。

1. ア, イ
2. ア, エ
3. イ, ウ
4. ア, エ, オ
5. ウ, エ, オ

【No. 34】 手形の抗弁に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. AとBが、相互に相手方に金融を得させるため交換的に同一金額の約束手形を融通手形として振り出し(いわゆる交換手形)、BがB振出しの約束手形の支払をしなければAもA振出しの約束手形の支払をしない旨の約定をした場合において、BがB振出しの約束手形の支払をしなかったときは、Aは、交換手形に関する当該約定及びB振出しの約束手形の不渡り又は不渡りになるべきことを知りながらA振出しの約束手形を取得したCに対し、悪意の抗弁を主張して、Cからの手形金請求を拒むことができる。

イ. AがBに対して振り出した約束手形についての原因関係が消滅した後、その原因関係の消滅について善意のCがBから同手形を裏書により取得したが、さらに再度BがCから同手形を裏書により取得した場合、AのBに対する人的抗弁は善意者Cの下で切断されるから、Aは、Bからの手形金請求を拒むことができない。

ウ. AがBに対して振り出した約束手形がBからCに裏書譲渡された後、BC間の裏書の原因関係が消滅した場合、Cは、特別の事情のない限りその後は同手形を保持すべき正当の権原を有しないことになり、手形上の権利行使すべき実質的理由を失ったものであるから、Aは、BがCに対して有する人的抗弁を援用して、Cからの手形金請求を拒むことができる。

エ. AがBに対して振り出した約束手形についての原因関係が消滅した後、その原因関係の消滅について善意のCがBから同手形を裏書により取得したところ、その後BC間の裏書の原因関係が消滅したことにより、CがBに対して同手形を返還しなければならなくなっている場合には、Cは、手形の支払を求める何らの経済的利益も有せず、AのBに対する人的抗弁の切断の利益を享受し得べき地位にはないから、Aは、Cに対し、手形振出しの原因関係消滅の抗弁を主張して、Cからの手形金請求を拒むことができる。

オ. Aが、BがCに対して将来発生する可能性のある債務の担保として振り出した約束手形の手形保証をした場合において、BのCに対する原因関係上の債務の不発生が確定したときは、Aは、手形保証の従属性を理由に、BがCに対して有する人的抗弁を援用して、Cからの手形保証金請求を拒むことができる。

1. ア, エ
2. ア, オ
3. イ, ウ
4. イ, オ
5. ウ, エ

【No. 35】 実行の着手に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. Aは、現金を窃取するため、夜間、電気器具販売店舗内に侵入し、持っていた懐中電灯で店内を見回したところ、現金が置いてあると思われるたばこ売場があることを発見したことから、たばこ売場の方に近づいた。この場合には、Aは未だ物色行為に及んでいないから、Aがたばこ売場の方に近づいた時点では、窃盗罪の実行の着手は認められない。

イ. Aは、Bがズボンのお尻のポケットに入れていた財布をすり取ろうとして同ポケットに手を差し伸べ、その外側に手を触れたが、同ポケット内に手を差し入れる前に、張り込みをしていた警察官に現行犯逮捕された。この場合には、AがBのポケットの外側に手を触れた時点で、窃盗罪の実行の着手が認められる。

ウ. Aは、夜間1人で歩いていた女性Bを自己が運転するトラック内で強姦しようと企て、抵抗するBの腕をつかんで、Bをトラックの運転席に引きずり込んだ上で、人通りのない場所に連れて行き姦淫した。この場合には、AがBをトラックの運転席に引きずり込もうとした時点で、強姦罪の実行の着手が認められる。

エ. AはBを毒殺しようと企て、毒を混入したジュースを宅配便を利用してB宅に送付した。Bは、Aから送付されたジュースを受け取ったが、飲むためにコップに注いだ際、異様な臭いがしたことから異常に気付き飲まなかった。この場合には、AがB宅に宛てて毒入りジュースを発送した時点で、殺人罪の実行の着手が認められる。

オ. Aは、Bにクロロホルムを吸引させて失神させた上(以下「第1行為」という。)、Bを自動車ごと海中に転落させて(以下「第2行為」という。)でき死させようと計画し、計画どおりに実行したが、第2行為の前の時点で、第1行為によってBが死亡していた可能性が認められた。この場合には、第1行為が第2行為を確実かつ容易に行うために必要不可欠であり、第1行為が成功すれば、それ以降の殺害計画を遂行する上で障害となるような特段の事情が存せず、第1行為と第2行為が時間的場所的に近接しているなど、第1行為が第2行為に密接な行為であったとしても、殺人罪の実行の着手は、第1行為の時点で認められることはなく、第2行為の時点で認められる。

1. ア, イ
2. ア, ウ
3. イ, ウ
4. イ, エ
5. エ, オ

【No. 36】 Aは、散歩中に偶然、BがCの背後から近づきCをナイフで刺そうとしているのを発見したことから、Cの身を守るために、持っていた杖でBを1回殴り、Bの腕に打撲傷を負わせた。その杖(時価1万円相当)は、Dの所有物であり、AがDから借りていたものであったが、AがBを殴ったことにより折れてしまった。Aは、杖でBを殴る際、Bから殴り返されるぐらいのことはあるかもしれないと思っていたところ、計らずも、逆上したBがナイフを持って「殺してやる。」と叫びながらAに襲い掛かってきた。そこで、Aは、自己の身を守るために、E宅の敷地に無断で立ち入り、その場から逃げた。

以上の事例について、Aが杖でBを殴った行為が傷害罪の構成要件に、AがDの杖を損壊した行為が器物損壊罪の構成要件に、AがE宅の敷地に無断で立ち入った行為が住居侵入罪の構成要件にそれぞれ該当することを前提とした場合、正当防衛ないし緊急避難の成立に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

1. Aが杖でBを殴った行為は、あくまでCの身を守るために必要性、相当性が認められる限りにおいて許容されるものであるから、これによりBが負傷した以上、もはや防衛行為としての相当性を欠き、AのBに対する傷害行為について正当防衛は成立しない。
2. AがDの杖を損壊した行為は、Bによる不正の侵害行為からCの身を守るために行ったものであるから、仮に、Aが路上に落ちていた木の棒でBを撃退することが可能であったにもかかわらずDの杖でBを殴ったものであったとしても、AのDの杖に対する器物損壊行為について正当防衛が成立する。
3. 緊急避難は選択した避難行為の當否を問わず成立するから、他に避難経路があったとしても、AのE宅敷地への無断侵入行為について緊急避難が成立する。
4. 違法性の本質について、法を客観的な評価規範と解し、これに客観的に違反することが違法であるとの見解を採った場合、責任無能力者の行為も違法と評価できるから、仮に、Bがその侵害行為時に責任無能力状態であったとしても、BがCの背後から近づきCをナイフで刺そうとしているという状況は、AのBに対する傷害行為についての正当防衛の成否を判断する場面では急迫不正の侵害に当たる。
5. AがDの杖を損壊した行為は、何ら不正の侵害行為をしていないDに対して被害を与えるものであり、これについて緊急避難が成立するためには、正当防衛の場合と異なり法益侵害が現に存在していること、すなわち法益侵害の現在性が必要であるから、BがCの背後から近づきCをナイフで刺そうとしているという状況は、AのBに対する傷害行為についての正当防衛の成否を判断する場面では急迫不正の侵害に当たるもの、AのDの杖に対する器物損壊行為についての緊急避難の成否を判断する場面では現在の危難に当たらない。

【No. 37】 窃盗罪の保護法益について、学生A～EがそれぞれI～III説のいずれかの説に立って以下の会話をしている。これらの学生のうち、同一の説に立つ学生の組合せとして妥当なのはどれか。

(I説) 所有権その他の本権を保護法益とする。

(II説) 事実上の占有それ自体を保護法益とする。

(III説) 事実上の占有のうち平穏な占有のみを保護法益とする。

学生A：所有者が泥棒に盗まれた自己の所有物を泥棒から窃取して取り戻す場合を考えてみよう。

僕の説によれば、この場合、所有者がした行為は、窃盗罪の構成要件に該当することになるよ。

学生B：A君の説だと、所有者が泥棒に自己の所有物を盗まれた直後にこれを取り戻す行為も、窃盗罪の構成要件に該当することになるね。その点、僕の説によれば、所有者が泥棒に自己の所有物を盗まれた直後にこれを取り戻す行為は、窃盗罪の構成要件に該当しないことになるよ。

学生C：次に、泥棒が所有者から盗んできて数か月間保管していた物を、さらに無権原者である第三者が窃取した場合を考えてみよう。僕の説によれば、この場合、第三者には窃盗罪が成立するよ。この点、A君の説は、僕の説と異なるけれども、A君の説からでも、第三者には窃盗罪が成立するね。他方、D君の説からすれば、第三者には窃盗罪が成立しないのではないかな。

学生D：いや、その場合、僕の説からでも、第三者は所有者の所有権を再度間接的に侵害しているものとして、第三者に窃盗罪が成立すると考えられるよ。

学生E：B君の説に対しては、被害者による自力救済行為を基本的に放任するものであり、国が民事紛争解決のために法的制度を用意していることが無になるおそれがあるとの批判が可能だね。この点、僕の説は、そのような批判を受けないし、刑法第242条の「他人が占有し」を文言どおりに理解するものだよ。

学生B：でも、E君の説に対しては、窃盗犯が事後に盗品を損壊するなどの行為が不可罰であるとの説明が困難であるとの批判が可能だよ。

1. A, D

2. B, C

3. B, D

4. C, E

5. D, E

(参考) 刑法

(他人の占有等に係る自己の財物)

第242条 自己の財物であっても、他人が占有し、又は公務所の命令により他人が看守するものであるときは、この章の罪については、他人の財物とみなす。

【No. 38】次の文章は、産前産後休業等に関する最高裁判所の判決の一部を要約したものである。

以下のア～オの記述のうち、当該文章の理由付けとして妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

「出勤率が90%以上の従業員を賞与支給対象者とし、これに満たない者には賞与を支給しないこととする旨の就業規則条項(以下「本件90%条項」という。)のうち、出勤すべき日数に産前産後休業期間の日数を算入し、出勤した日数に産前産後休業期間の日数等を含めないものとしている部分は、労働者が産前産後休業を取得する権利等の行使を抑制し、労働基準法等が上記権利等を保障した趣旨を実質的に失わせるものというべきであるから、公序に反し無効であるというべきである。

他方、この一部無効は、その部分と可分である賞与支給の根拠条項の効力に影響を及ぼすものではなく、就業規則等における賞与算定の計算式に基づき産前産後休業期間の日数等に応じて賞与を減額していくこととする条項は、労働者の上記権利等の行使を抑制し、労働基準法等が上記権利等を保障した趣旨を実質的に失わせるとまでは認められず、これをもって直ちに公序に反し無効なものということはできない。」

ア. 労働基準法第39条第8項が、年次有給休暇申請権の発生要件である8割出勤の算定に当たり産前産後休業期間は出勤したものとみなす旨定めていること等からすれば、労働者は、法律上、同期間中の賃金請求権を有しているというべきである。

イ. 企業等において、従業員の出勤率低下防止等の観点から、出勤率の低い者につきある種の経済的利益を得られないこととする措置ないし制度を設けることは、それ自体不合理なものであり、公序に反する。

ウ. 本件90%条項は、労務不提供分に対応する賞与の減額を行うにとどまらず、出勤率が90%未満の場合には賞与の全額不支給という不利益を被らせるものであること、従業員の年間総収入額に占める賞与の比重は相当大きいこと、同条項において基準とされている出勤率90%という数値から見て、従業員が産前産後休業を取得した場合には、それだけで同条項に該当し、賞与の支給が受けられなくなる可能性が高いことからすれば、本件90%条項の制度の下では、勤務を継続しながら出産することを差し控えようとする機運を生じさせるものと考えられ、労働者が産前産後休業を取得する権利等の行使に対する事実上の抑止力は相当強いものとみられる。

エ. 本件90%条項は、賞与支給対象者から例外的に出勤率の低い者を除外する旨を定めるものであって、賞与支給の根拠条項と不可分一体のものであるとは認められず、出勤率の算定に当たり欠勤扱いとする不就労の範囲も可分であると解されるし、また、産前産後休業を取得したことによる不就労を出勤率算定の基礎としている点が無効とされた場合に、その残余において本件90%条項の効力を認めたとしても、労使双方の意思に反するものではない。

オ. 産前産後休業期間等を賞与等における減額控除の対象とするか否か及びその基準については、各企業等によってその取扱いがまちまちであり、休業日数に正比例して賞与をカットすることが一般原則であるとまで認めることもできないことからすれば、本件90%条項の適用において産前産後休業を取得したことによる不就労を出勤率算定の基礎とする限度で一部無効と判断した場合、賞与の支給要件及び算定基準については、結局、産前産後休業期間の日数等に応じて賞与を減額控除する旨の条項がない状態に復することになる。

1. ア, ウ
2. ア, オ
3. イ, エ
4. イ, オ
5. ウ, エ

(参考) 労働基準法

(年次有給休暇)

第39条 使用者は、その雇入れの日から起算して6箇月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した10労働日の有給休暇を与えなければならない。

(中略)

8 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第1号に規定する育児休業又は同条第2号に規定する介護休業をした期間並びに産前産後の女性が第65条の規定によつて休業した期間は、第1項及び第2項の規定の適用については、これを出勤したものとみなす。

(産前産後)

第65条 使用者は、6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。

2 使用者は、産後8週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後6週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。

(以下略)

【No. 39】 労働協約の終了及び労働協約終了後の労使関係に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 労働協約は有効期間の満了によって終了し、その効力を失うこととなるが、労働協約に有効期間の定めをする場合には、3年をこえる期間を定めてはならず、3年をこえる有効期間を定めた労働協約及び有効期間の定めのない労働協約は無効となる。
- イ. 有効期間を満了した協約は当然に終了するが、期間満了に当たっての合意に基づく更新又は延長は可能であり、労働協約において、その有効期間の満了前の一定期日までに両当事者のいずれの側からも協約の改訂又は破棄の通告がない限り、当該協約をさらに同一期間又は一定期間有効なものとして存続させる旨の定めをしておく自動更新も可能である。
- ウ. 労働協約は、協約の当事者である企業又は労働組合の解散によって終了することとなり、企業の合併や労働組合の組織変更の場合における労働協約の取扱いについても、合併後あるいは組織変更後の企業・労働組合が新たな労働協約を締結する必要があり、従前の労働協約が合併後の企業や組織変更後の労働組合に承継されることはない。
- エ. 労働協約の期間が満了した場合には、それまで労働協約の規定に準拠してきた労使関係は以後何を準則とすべきかという問題が生じるが、団体交渉の手続・ルール等を定める協約の債務的部分と労働条件その他労働者の待遇に関する基準を定める協約の規範的部分のいずれにおいても、新たな労働協約等で従前と異なる定めがなされない限り、協約の期間満了後も一定期間その法的効力が持続すると一般に解されている。
- オ. 就業規則に、退職金は「支給時の退職金協定による」との条項があり、就業規則変更届に労働組合との退職金協定の写しを添付して届出されている場合には、退職金協定に定める退職金の支給基準は就業規則に取り入れられてその一部となつたと解され、当該退職金協定が有効期間の満了により失効し、その後新たな退職金協定が締結されていないときは、当該支給基準は当然には効力を失わず、退職金額の決定についてるべき退職金協定のない労働者の退職金額は、当該退職金協定の定める支給基準により決定されるとするのが判例である。

1. ア, ウ
2. ア, エ
3. イ, エ
4. イ, オ
5. ウ, オ

【No. 40】 団体交渉に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 使用者に交渉委員として指名された者が労働協約締結権限までは与えられていなかったとしても、それを理由に労働組合からの団体交渉申入れを拒否できるものではなく、交渉権限が与えられている以上、交渉の申入れには応じた上で、合意が成立したときはこれを協約締結権に具申して協約が成立するよう努力すべきであるとするのが判例である。
- イ. 同一企業内に複数の労働組合が併存する場合において、使用者が一方の組合と締結した労働協約に、当該組合を唯一の交渉相手と認め、他の組合との交渉を排除する旨の唯一交渉団体条項が含まれていたとしても、当該条項によって他の組合の団体交渉権を侵害することはできず、使用者は、当該条項の存在を理由として、他の組合との団体交渉を拒否することはできない。
- ウ. 同一企業内の複数の労働組合が共同して使用者に対して団体交渉を求めるには、組合相互間において統一された意思決定の下に統一した行動をとることができる団結の条件、すなわち統一意思と統制力が確立されていることが必要であり、当該条件が確立されていない場合には、使用者が組合と労働協約等で共同交渉の形態による団体交渉を約しているなど特段の事情のない限り、使用者は組合からの共同交渉の申入れを拒否することができるとするのが判例である。
- エ. 同一企業内に複数の労働組合が併存する場合には、使用者はいずれの組合との関係においても誠実に団体交渉を行わなければならず、各組合に対し中立的態度を保持し、その団結権を平等に承認、尊重すべきであり、各組合の性格、傾向等により差別的な取扱いをすることは許されないから、使用者が各組合の組織力、交渉力に応じて合理的・合目的的に異なる対応することは、併存する組合間の組織人員に大きな開きがあるときであっても、使用者に課せられた平等取扱い、中立義務に反し許されないとするが判例である。
- オ. 使用者が正当な理由なく労働組合との団体交渉を拒否している場合であっても、憲法第28条は労使間の公序として尊重されるべきで、労使間に団体交渉に関する具体的な権利義務を設定するものではなく、また、労働組合法第7条第2号も不当労働行為の禁止という公法上の義務を課しているが、私法上の団体交渉請求権を認めているとは解されないから、当該組合が団体交渉を求め得る地位にあることの確認を求める訴えは、確認の利益を欠き不適法であるとするのが判例である。

1. ア, オ
2. イ, ウ
3. ア, イ, ウ
4. ア, イ, エ
5. ウ, エ, オ

【No. 41】 国家の生成・変動に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 国家は、他の諸国の承認を受けて初めて成立するため、ある実体が国家としての要件を充足しているにもかかわらずいつまでも国際法主体性を獲得し得ない状況を防止する趣旨から、慣習国際法上、既存の国家はそうした実体に国家承認を与える義務を負う。

イ. 外交使節の交換を通じた正式の外交関係の開設といった、本来、国際法主体としての国家間においてのみ行われる行為を行えば、相手国を国家として承認する意思があることが推定される。こうした行為を通じた国家承認は、默示の承認(默示的承認)と呼ばれる。

ウ. 未承認国に対しては、その主権を尊重する必要が認められないため、裁判権免除を与えず、また、未承認国の制定法を自国の裁判手続において適用しないという政策をとる国が一般的であり、日本の裁判所もこの方針を貫いている。

エ. 条約についての国家承継条約(注)は、植民地支配から脱した新独立国は、先行国が締結し、新独立国の領域に適用されていた条約を当然には承継しないというクリーン・スレイト原則を採用している。

オ. 承認対象の政府がとる政策の是認という含意を回避し、また、外交的処理の柔軟性を確保するといった目的から、英国や米国等は、場合によっては政府承認自体を行わないという政策を採用している。この点、日本は、第二次世界大戦後、一貫して政府承認を行うことを避けている。

1. イ、ウ
2. イ、エ
3. ウ、オ
4. ア、イ、ウ
5. ア、イ、エ

(注) 条約についての国家承継条約とは、1978年の「条約についての国家承継に関するウィーン条約」を指す。

【No. 42】 海洋法に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 国連海洋法条約(注1)においては、沿岸国は、大陸棚を探査し及びその天然資源を開発するため、大陸棚に対して主権的権利を行使するとされ、さらに、大陸棚に対する沿岸国の権利は、実効的な若しくは名目上の先占又は明示の宣言に依存するものではないとされている。

イ. 国連海洋法条約が採択されて以降、大陸棚の境界画定については、多くの国際裁判の判例において、暫定的に等距離(中間)線を引き、関連事情の有無に照らして衡平な結果を達成するために暫定線を修正するという方式がとられている。それらの判断において、関連事情としては、海岸線の長さの比といった地理的要因ではなく専ら海底の地質的構造が重視されている。

ウ. 国連海洋法条約は、「人類の共同の財産」である深海底の管理について様々な規制を定めた。これに対して、同条約上の制度は市場経済の原理を無視し、商業ベースの開発を不可能ならしめると批判する先進国が条約批准を行わなかったため、関連規定を実質的に修正し、より市場指向的な枠組みを導入する機能を持つ、国連海洋法条約第11部実施協定(注2)が後に採択された。

エ. 公海においては旗国主義が原則であるが、海賊、奴隸取引、麻薬密輸、無許可放送を行っている船舶及び無国籍船については、例外的に旗国外のあらゆる国の軍艦・公船も、旗国の同意なく、これを臨検、拿捕、引致し、自国で訴追することが国連海洋法条約上認められている。

オ. 国連海洋法条約は、長い交渉を経て形成された関係国間の妥協の結果を反映した規定を多く含むこともある、条約規定の解釈・適用をめぐる紛争が生じた場合の第三者機関による紛争解決手続を確保することによって条約内容の実現を図ることを重視している。この観点から、同条約においては、条約の解釈・適用に関するあらゆる紛争について、義務的手続(一方的付託)によって裁判管轄権が成立する仕組みが用意されている。

1. ア、ウ
2. イ、ウ
3. イ、オ
4. エ、オ
5. ア、イ、ウ

(注1) 国連海洋法条約とは、1982年の「海洋法に関する国際連合条約」を指す。

(注2) 国連海洋法条約第11部実施協定とは、1994年の「1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部の実施に関する協定」を指す。

【No. 43】 国籍とこれに基づく国際請求に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ア. 血統主義を採用する国家と生地主義を採用する国家がそれぞれ存在することからもみてとれるように、国籍の付与及び喪失の条件は原則として各国の国内法令によって定められるという意味で国家の国内管轄事項である。

イ. 国際司法裁判所のノッテボーム事件判決によれば、居住等を通して自国と「真正な結合(真正な連関)」を有しない自国民について国籍国が行使する外交的保護権は、その者と密接な関係を持つ他国に対抗し得ない。

ウ. 法人に関する外交的保護権行使においては「真正な結合」の要件の充足が求められるため、タックス・ヘイブンに置かれたペーパー・カンパニーについては、株保有を通して実質的にその企業を経営する別企業の本社所在国が外交的保護権行使し得ることが慣習国際法上確立している。

エ. 公海を航行中の船舶に対して危害が加えられた場合には、船舶の旗国が侵害国の国家責任を追及することができる。もっとも、旗国と船舶との間には「真正な結合」が存在しなければならず、こうした結合を有しない旗国は当事者適格を持たないとして、国際海洋法裁判所のサイガ号事件(No. 2)判決においては旗国による救済の請求が否定された。

オ. 國際連合の職員が任務遂行中に外国国家から侵害行為を受けた場合には、国際連合は侵害国の国家責任を追及する能力を持たないため、被害を受けた職員の国籍国が侵害国に対して外交的保護権行使するほかない。

1. ア, イ
2. ア, ウ
3. イ, エ
4. イ, オ
5. ウ, オ

【No. 44】 ある企業が資本と労働を用いて生産を行っており、その生産関数が

$$Y = K^{\frac{1}{3}}L^{\frac{1}{3}} \quad (Y: \text{産出量}, K: \text{資本量}, L: \text{労働量})$$

で示されている。また、資本と労働の単価はそれぞれ2, 54である。この企業が12の産出量を達成しようとする場合の費用を最小化したい。このとき、最適資本量はいくらか。

1. 0
2. 64
3. 96
4. 144
5. 216

【No. 45】 完全競争市場での企業の利潤最大化行動を考える。 x を生産量とすると、費用関数が
 $C(x) = x^3 - 4x^2 + 8x + 6$ で表されている。このとき、(生産中止(操業停止)価格はいくらか。
 なお、生産量がゼロのときの費用も上記の費用関数で表されるとする。

$$MC = 3x^2 - 8x + 8$$

1. 1

$$AVC = x^2 - 4x + 8$$

3. 3

$$3x^2 - 8x + 8 = x^2 - 4x + 8$$

4. 4

$$2x^2 - 4x = 0$$

5. 5

$$2x(x - 2) = 0$$

$$x = 2$$

$$+ - 8 + 8$$

【No. 46】 名目利子率がゼロの下限に直面し、「流動性の罠」の状況が生じている。そのときの金融・財政政策の効果について、IS-LM分析に基づき考える。これに関するA~Dの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

ただし、利子率を縦軸、国民所得を横軸とすると、IS曲線は右下がりであり、LM曲線の水平部分で交わっているものとする。また、物価水準は一定とする。

- A. 流動性の罠の状況において、中央銀行が貨幣供給量を増加させる金融緩和は、国民所得を増加させる上で無効である。
- B. 流動性の罠の状況において、民間経済主体の貨幣需要は飽和しているため、中央銀行による金融緩和は、民間経済主体の資産選択において貨幣から貨幣以外の金融資産への代替をもたらす。
- C. 流動性の罠の状況において、政府が財政支出を増加させることは、国民所得を増加させる効果を持つ。
- D. 流動性の罠の状況において、財政政策によるクラウディング・アウトは生じない。

1. A, C

2. A, B, D

3. A, C, D

4. B, C, D

5. A, B, C, D



【No. 47】 我が国の財政制度に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 予算は、まず衆議院に提出され審議を受ける。衆議院で審議、議決された後、参議院でも審議、議決される。衆議院で可決、参議院で否決された場合、両院協議会でも意見が一致しなかったときは、参議院から返付されたものを、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再可決しない限り予算は成立しない。
2. 国の一般会計の収入としては租税が挙げられる。租税の中の直接税には個人所得税、法人所得税、相続税などがあり、個人所得税や相続税が超過累進税率により課税されるのに対し、(法人所得税は原則として比例的に課税される。
3. 社会保障関係費は、社会福祉、社会保険、公的扶助及び公衆衛生に分類できる。社会福祉を中心とする生活保護は、具体的には生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、研修扶助、金融扶助の8種類により構成されるが、これらは金融扶助を除いて原則として現物給付である。
4. 地方交付税は、全国水準の行政サービスを維持するために必要な財源を保障する機能を持っている。この交付に当たっては、国は地方団体に対しその用途をあらかじめ特定しなければならない。地方交付税の94%に相当する額が普通交付税であるが、この普通交付税額は基準財政需要額(過去3年間の需要額の平均値)と基準財政収入額(過去3年間の収入額の平均値)の差に100分の94を掛けた額として決定される。
5. 財政投融资制度は平成13年度に抜本的な改革が行われた。この改革以前は、資金調達については財投債又は財投機関債といった市場からの調達によっていたが、改革後は、郵便貯金や年金積立金の資金運用部への義務預託へと資金調達手段が変更された。

【No. 48】 我が国及び海外諸国の国債に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 我が国の部門別資金過不足(対名目GDP比)の推移をみると、2000年度以降一貫して非金融法人企業部門は資金不足であり、また、海外部門も資金不足であった。これらの資金不足を賄うため、一般政府部門の資金余剰である国債発行残高は累増していった。
2. 2011年3月末現在の我が国の国債の所有者別内訳をみると、銀行等が40%程度、生損保等が20%程度を占める中、海外の所有者は5%程度にとどまっている。2005年以降、国債の所有層の多様化を図る取組の一環として、国債に係る海外説明会に代表されるような海外向けのIR活動が行われている。
3. 我が国において10年債を新たに発行する場合、10年後の満期には、それが特例国債のときは償還される国債の2分の1が一般財源により償還され、残額については借換債の発行が行われるのに対し、建設国債のときは償還される国債の全額が一般財源により償還され、借換債は発行されない。近年、我が国では建設国債発行額が特例国債発行額を上回っている。
4. 近年の海外諸国の国債利回り(10年物)をみると、債務再編の懸念の高まったギリシャの利回りは、2011年に入って1%を下回る水準まで低下し、アイルランドの利回りも2%を下回っている。ソブリンCDS(クレジット・デフォルト・スワップ)も2011年に入り両国とも3%を下回るなど急激に低下しており、財政の持続可能性への市場の懸念が払拭されていない状況にある。
5. 中国の米国債保有額は、近年、急速に増加している。それにより米国債の需給がひっ迫したため、米国国債利回り(10年物)は、2000年代半ばの政策金利の低下にもかかわらず、2001年の3%程度から2008年には7.5%に達するまでに至った。

【No. 49】 我が国の財政事情に関するA～Dの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのは
どれか。

- A. 1990年度以降の国・地方の財政収支(対名目GDP比)の動向を循環的財政収支変動(景気変動に伴う受動的な財政収支変動)と構造的財政収支変動(景気変動以外の裁量的な財政収支変動)に分けてみると、その主たる変動は前者によって生じており、後者は小さな割合しか占めていない。リーマン・ショック後の世界需要の急減を受け、我が国においても需要喚起策として財政出動を行った結果、2009年度の循環的財政赤字は前年度の約3倍の規模となった。
- B. 2009年度における国・地方の歳出の動向(歳出の前年差の対名目GDP比)について、1990年代のバブル崩壊後の数度にわたる経済対策と比べると、単年度における拡大幅としては同程度であったものの、その内容については、2009年度の歳出拡大が、公共投資主体のものであったのに対して、1990年代の経済対策における歳出拡大は、社会保障や資本移転の歳出増加が中心であった。
- C. 国・地方の長期債務残高の推移をみると、債務残高は過去20年程度一貫して増加基調で推移しており、その名目GDP比は上昇を続けている。その要因を基礎的財政収支要因、利払費要因(利払費／債務残高)、名目GDP成長率要因に分解してみると、1992年度以降はおむね利払費要因が名目GDP成長率要因を上回っている。
- D. 社会保障支出を含めた歳出全体の規模(2005～2009年の平均)について、我が国は名目GDP比で40%以下であり、アメリカ合衆国と同程度の比率である。また、1990年代前半から2000年代後半にかけての社会保障支出(対名目GDP比)の増加について、65歳以上人口比率の上昇、高齢者1人当たりに対する実質社会保障支出の増加、1人当たり実質GDPの増加の3要素に要因分解すると、我が国では、65歳以上人口比率の高まりが、社会保障支出増加の最大の理由となっている。

1. D
2. A, B
3. C, D
4. A, B, C
5. B, C, D